

参考：環境基準(抜粋)

1 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示）

(1) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	100MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

注 基準値は日間平均値とする

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄化操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(2) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

注 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(3) 海域（栄養塩類）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び水産3種を除く）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び水産3種を除く）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

注 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

【主な省略事項】

- 生活環境の保全に関する環境基準（項目：全亜鉛）—河川（湖沼を除く）及び海域について略す。
- 生活環境の保全に関する環境基準（全項目）—湖沼（天然湖沼及び貯水量が1000立法メートル以上であり、かつ水の滞留が4日間以上である人工湖）について略す。

詳細：環境省HP [http://www.env.go.jp/ki\\_jun/](http://www.env.go.jp/ki_jun/)（2022年11月 現在）